平成２７年（フ）第８６号
鳥取県米子市旗ヶ崎５丁目９番２号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目12番３号（102号）
債務者　伊達　伸子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５３号
広島県尾道市向東町3343番地２
債務者　宮本　　豊
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第５４号
広島県尾道市向東町3343番地２
債務者　宮本　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２５号
愛媛県今治市中日吉町１丁目１―26　ミカドビル４Ｆ、住民票上の住所愛媛県今治市玉川町鈍川庚773番地１
債務者　菅波　洋介
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第４５号
北九州市八幡西区中須１丁目２番47号
債務者　田中　美香（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３７９号
北九州市小倉南区徳吉西２丁目12番11号（サンヴィレッジＫ　Ａ棟102）
債務者　井上　悦子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２３号
北九州市小倉南区大字呼野131番地３
債務者　八石　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４３０号
北九州市小倉南区下石田１丁目18番14―１号（Ａ101）
債務者　藤本　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２１号
宮崎市清水２丁目７番14号　コーポトヨ305号
債務者　梶原　英雄
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２２号
宮崎市清水２丁目７番14号　コーポトヨ305号
債務者　梶原　清美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３４号
宮崎市大塚町乱橋4512番地　県営住宅６棟201号
債務者　青野　純子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３５号
宮崎市上野町４番26号　第一トキワハイツ604号、前住所宮崎市大工３丁目19番地１くるみはうす301号
債務者　久保田明美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９号
宮崎県日南市南郷町榎原乙2811番地
債務者　中倉　利男
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３２号
宮崎県日南市大字吉野方1684番地10
債務者　森野　敬秀
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３７号
宮崎県日南市北郷町郷之原甲3598―１、住民票上の住所宮崎県日南市南郷町潟上66番地
債務者　崎村　香織
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第７５号
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山３番地の40県営住宅01棟011号
債務者　遠藤　　彰
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
高知県幡多郡黒潮町入野975番地
債務者　川野　雅人
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
高知地方裁判所中村支部